

告示

埼玉県告示第七百五十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年六月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

嵐山町平沢土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成六年四月二十二日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県比企郡嵐山町大字平沢字延明橋の全部及び字上原、字中谷、字金井、字下山、字京枝、字表の各一部

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷字上の一部

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字吹上、字蜻蛉橋、字金平の各一部

埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂字川枝の一部

四 事務所所在地

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山千三十番地一

五 設立認可の年月日

平成六年四月二十二日

六 変更の内容

第十六条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。

第四十一条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除する。

第八十条第二項中「は年六％」を「の利率は、法第百三条第四項の規定による公告があつた日の翌日における民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する法定利率」に変更する。

七 変更認可の年月日

令和三年六月十五日